

# 定 款

## 株式会社 ジェイテックコーポレーション

平成5年12月16日制定

平成16年8月30日改訂

平成19年1月31日改訂

平成24年8月30日改訂

平成26年9月29日改訂

平成26年11月1日改訂

平成26年12月19日改訂

平成27年9月25日改訂

平成28年5月25日改訂

平成28年11月11日改訂

平成29年12月30日改訂

令和元年9月26日改訂

令和4年9月29日改訂

令和5年3月2日改訂

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (商号)

第 1 条 当社は、株式会社ジェイテックコーポレーション と称し、英文では、JTEC CORPORATIONと表示する。

#### (目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動制御装置の設計、製作及び販売
2. 電子計測機器の設計、製作及び販売
3. マイクロコンピュータ応用電気機器の開発及び製造
4. バイオテクノロジー研究開発関連消耗品及び医療用消耗品の販売
5. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、毒物、劇物、試薬品、工業用薬品、化学薬品の販売
6. コンピュータソフトウェアの開発及び販売
7. コンピュータ技術者の企業又は個人への派遣業
8. 各種放射光用X線ミラー及び集光調整装置等の設計、製造及び販売
9. 医薬及び医療関連機関向け各種自動化システムの開発設計、製造及び販売
10. 各種材質の表面加工における開発、製造及び販売
11. 再生医療に関する支援サービス
12. 公的機関及び企業からの前各号に関する調査、研究、開発に関する受託業務
13. 前各号に附帯関連する一切の事業

#### (本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府茨木市に置く。

#### (機関)

第 4 条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

#### (公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 20, 480, 000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

(招集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報に

ついて、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 3 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。又は全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第21条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があ

ったものとみなす。

(取締役会規則)

第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法務省令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は押印し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第25条 社長は当会社を代表し、会社の業務を統括する。

2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(業務執行)

第26条 当会社の業務は、社長がこれを統括し、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してこれを分掌する。

2 社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間とする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役との責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの、1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず取

締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(配当の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなおお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。